| 議会受付番号 | 鎌議第1498号 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 質問者 | 上畠 寛弘 議員 |  |
| 答弁する者 | 市長（健康福祉部 <br> 市民健康課） |  |

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市識会会議規則第 105 条）の規定による文喜質問 について，次のとおり答弁いたします。

## 1 件名

医療過誤による損害賠偵請求事件

## 2 質問の要旨

鎌議第 1246 号答弁にある平成 26 年（ワ）第 5262 号損害賠償請求事件（医療過誤）とは何か，詳細を明らかにせよ。どのような事件で鎌倉市長は訴えられたのか。議長，副議長に対して報告をしたのか。
どのような内容として報告をしたのか，明らかにせよ。
翼料もあれば，別添きよ。

## 3 答弁

平成 26 年（ワ）第5262号損害賠償請求事件（医療過誤）は，平成 26 年 12 月 26日に原告から提訴されたもので，被告は鎌倉市を含め 4 者で，現在争訴中である事件です。

請求の趣旨は，鎌倉市健康診査を受診し，「要精密検査」の結果となったため，医療による精密検査を受診し，その結果は「異常なし」と説明を受けたものの，約 3年後に他の医療機関を受診したところ，がんと診断され，しかも 10 年前から進行しているものであるとの診断をうけ，摘出手術を受けられたものです。

鎌倉市に対して，「健診業務全般の管理，監視する任用責任を总った」「同様事故 の予防措置をとる義務があり，問題を明らかにする責任がある」とし，被告 4 者の連帯責任として，原告に対し1，932万円及び平成 21 年 8 月から支払い済みまで 5分の割合による金員の支払などの損害賠償を求めています。

平成 27 年 1 月下旬に，当時の議長，副議長及び観光厚生常任委員会委員長，副委員長に対して，概要報告をするとともに，平成 27 年 2 月定例会観光厚生常任委員会（平成27年2月24日）におかて，応訴について報告をしました。

委員会報告を資料として添付します。（別紙1のとおら）

平成 27 年 2 月定例会 観光厚生常任委員会（2月24日）
平成 26 年（ワ）第 5262 号損害賠償請求事件について（報告）報告者 市民健康課長

日程第 6 報告事項（3），平成 26 年（ワ）第 5262 号損害賠償請求事件についてご報告いたします。

平成 26 年 12 月 26 日に，原告から医療過誤における損害賠償を求 める事件が横浜地方裁判所に提訴されました。

原告は，鎌倉市健康診査を受診した市内在住の個人で，被告は鎌倉市と関係医療機関等 3 者を合わせた 4 者でございます。

請求の趣旨は，平成 21 年 7 月に，原告が鎌倉市健康診査を，被告医療機関で受診し，その結果「要精密検査」となり，同日同医療機関で精密検査を受診しました。精密検査の結果，原告は被告担当医師から「問題なし」と説明を受けましたが，平成 24 年 9 月に身体に異常を感じたため，他の医療機関で検査を行ったところ，がんと診断され，しかもこれは10年前から進行しているものであるとの診断 を受け，平成 25 年 1 月にがん摘出手術を受けました。

原告は，鎌倉市健康診査を行った被告医療機関等に対しては医療過誤を，また，被告鎌倉市に対しては，健康診查を全面的に委託し， その業務全般の管理，監視をする任用責任があったにも関わらず怠 ったとして，被告 4 者に対し，連帯で，原告に対し1，932千万円及び平成 21 年 8 月から支払い済みまで 5 分の割合による金員の支払いなどの損害賠償に応じるよう求めています。

訴状の概要は以上です。
本市は，これに対し応訴しようとするものです。
なお，この事件の第1回口頭弁論は，明日（平成 27 年 2 月 25 日） であり，詳細については，裁判の進捗状況により，今後，あらため て報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

